

24食産第3815号
平成24年11月2日

各都道府県担当部長 宛

農林水産省食料産業局総務課長
農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

マレーシア向けに輸出される食品に関する輸入規制の変更について

マレーシア向けに輸出される食品につきましては、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成23年4月21日付23国際第83号）及び「マレーシア向けに輸出される食品に関する証明書の発行について」（平成23年4月29日付23国際第134号）等により、全都道府県・食品を対象として日付証明・産地証明を求めること、ただし、福島県の全ての食品並びに栃木県、群馬県及び岩手県のきのこ類については、マレーシア側で全ロット検査の対象となることをお知らせしたところです。

10月29日以降、マレーシア保健省は、長野県のきのこ類についてマレーシア側での全ロット検査対象に追加し、証明書様式を別添のとおり変更しましたのでお知らせします。また、10月29日～11月11日の間の検査費用は、マレーシア政府が負担します。

【10月29日以降の規制措置】

対象地域・品目	規制内容	備考
福島県の全ての食品	政府機関による産地証明を要求	平成23年3月11日より前に生産・加工された食品については、日付証明を要求
栃木県、群馬県、岩手県、長野県のきのこ類	マレーシアにて全ロット検査	
栃木県、群馬県、岩手県、長野県のきのこ類以外	政府機関による産地証明を要求	
上記5県以外の全ての食品		

【これまでの規制措置】

対象地域・品目	規制内容	備考
福島県の全ての食品	政府機関による産地証明を要求	平成23年3月11日より前に生産・加工された食品については、日付証明を要求
栃木県、群馬県、岩手県のきのこ類	マレーシアにて全ロット検査	
栃木県、群馬県、岩手県のきのこ類以外	政府機関による産地証明を要求	
上記4県以外の全ての食品		

DECLARATION FOR THE IMPORT INTO MALAYSIA OF

.....(*)

Consignment No:(#)..... Certificate No:

According to the requirements of the Ministry of Health, Malaysia (1) imposing conditions governing the import of food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station

the
.....(Competent Authority)

DECLARES that the
.....(food products)

of this consignment composed of

.....(description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)

embarked at (embarkation place)

on (date of embarkation)

by(identification of vessel)

going to (place and country of destination)

which comes from the establishment.....

.....(name and address of establishment)

- has been harvested and/or processed before 11 March 2011
- is originating from a prefecture other than Fukushima, Tochigi, Gunma, Iwate and Nagano
- is originating from the prefectures Fukushima, Tochigi, Gunma, Iwate and Nagano

Date of Issue : _____

Signature : _____

Name of authorised officer: _____

(Stamp of Organisation)

Designation : _____

(*) Product and Country of Origin
 (#) Container No/BL No/Airway Bill No etc
 (1) Food Act 1983